

議案第 35 号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年亀山市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第12条 <u>前2条</u>の規定にかかわらず、登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード</u>利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の交付を受けたもの（<u>次項において「個人番号カード所持者」という。</u>）は、当該カードを使用し、多機能端末機（市の電子計算組</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第12条 <u>第10条及び前条</u>の規定にかかわらず、登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）の交付を受けたものは、当該カードを使用し、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必</p>

織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請し、その交付を受けることができる機能を有するものをいう。次項において同じ。）又は窓口受付端末機（市の窓口に設置する電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請することができる機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前2条の規定にかかわらず、個人番号カード所持者であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けたものは、移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請し、その交付を受けることができる機能を有するものをいう。）又は窓口受付端末機（市の窓口に設置する電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請することができる機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

[項を加える。]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。